

包括外部監査結果への対応

1 包括外部監査とは

包括外部監査は、県が、毎会計年度、包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受けるものです。

包括外部監査人は、県の財務に関する事務の執行等のうち、自ら特定のテーマを決めて監査します。

(神奈川県総務局総務室の web サイトより)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(外部監査契約)

第二百五十二条の二十七 (略)

2 この法律において「包括外部監査契約」とは、第二百五十二条の三十六第一項各号に掲げる普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、毎会計年度、当該監査を行う者と締結するものをいう。

2 これまでの経緯

(1) 平成25年度包括外部監査のテーマ 「基金の管理と運用について」

(2) 監査の実施期間 平成25年6月3日～平成26年1月16日

(3) 結果発表 平成26年1月16日

3 結果(かながわボランティア活動推進基金21関連)

(1) 補助金交付対象を選定する合議体の問題点について

補助金交付団体を選定する合議体の委員の委員選出方法について
審査会等及び運営委員会等の委員の関係団体による応募

別紙1参照

(2) 貸付金の返済期限延長と一括返済の問題

(3) 県知事が代表を務める法人との双方代理の問題

4 対応

包括外部監査人から出された指摘及び意見については、措置あるいは対応策を決定し、公表することとなる。

別紙2参照

(1) 補助金交付対象を選定する合議体の問題点について

補助金交付団体を選定する合議体の委員の委員選出方法について
合同会議の場において、審議検討。
審査会等及び運営委員会等の委員の関係団体による応募
合同会議の場において、審議検討。

(2) 貸付金の返済期限延長と一括返済の問題

【指摘】

本基金を構成する債権のうち、一般財団法人警友会に対する32億円の貸付金が、当初の返済期限である平成8年3月31日から25年も延長されている。このことは、基金が安全確実かつ効率的に運用されていたとは言い難い。

(措置案)

債権を管理している県警本部と基金管理者であるNPO協働推進課において、措置の内容を検討する。

(3) 県知事が代表を務める法人との双方代理の問題

【指摘】

警友会の代表者は県知事であり、県の代表者である県知事と同一である。このことは、双方代理を禁止した民法第108条に抵触する。

また、民法第108条に反して締結された契約は、当事者が追認すれば有効となるものの、この契約変更については、県議会での議決が行われていない。

(措置案)

債権を管理している県警本部と基金管理者であるNPO協働推進課において、措置の内容を検討する。なお、警友会の代表者は、既に県知事ではない者が就任しており、今後、契約名義人の変更に向けた手続きを進めるものと聞いている。

5 「補助金交付対象を選定する合議体の問題点について」への考え方

(1) 補助金交付団体を選定する合議体の委員の委員選出方法について

包括外部監査における意見を受け、本基金における選定の透明性の向上を図ること自体は望ましい。また、本審査会と同様な機能を持つ「新しい公共支援事業運営委員会」においても公募委員の導入実績がある。

(2) 審査会等及び運営委員会等の委員の関係団体による応募

審査会等の委員と関係を持つ団体からの応募を禁止することは、他の応募者や県民からの審査の公平性に対する疑念を軽減する効果はある一方、当該団体の権利を著しく損ない、また、審査会等の委員への成り手がいなくなるという恐れを内包しているため慎重に検討を進める必要がある。

別紙3参照